

7月29日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です

任期満了に伴う第21回参議院議員通常選挙が7月12日(木)公示、7月29日(日)投票の日程で実施されます。私たちの代表を決める大切な選挙です。一人ひとりの判断で、清き一票を投じましょう。

投票できる人

次の要件を満たし、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

年齢要件
昭和62年7月30日以前（この日を含む）に生まれた人。

住所要件
平成19年4月11日以前から朝来市に住民登録をし、引き続き3か月以上市内に居住している人。

選挙人名簿

市内で投票できるかできないかは、選挙人名簿で確認することができます。選挙人名簿は、7月12日に市選挙管理委員会（市役所総務課）で閲覧することができます。

投票時間・投票所入場券

投票時間は、午前7時から

投票のあらましは、次のようになっています。それぞれの用紙をよく確かめて、間違いないよう投票します。

投票用紙

※投票所入場券は紛失されても投票できます。

期日前投票と不在者投票

投票日に仕事や学業、旅行、入院などで投票所へ行くことができない場合は、期日前投票または不在者投票ができます。

不在者投票

投票のあらましは、次のようになっています。それぞれの用紙をよく確かめて、間違いないよう投票します。

遠方での仕事・学業などで投票日当日に市外に滞在する有権者は市選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。折り返し、投票用紙などを送付します。投票を行つてください。

ら午後8時までです。ただし、第3投票所（簾野）、第4投票所（黒川本村）、第5投票所（川尻）、第14投票所（朝日）、第29投票所（藤和）、第51投票所（神子畑）は午後5時までです。

投票所へは、投票所入場券を持参してください。

なお、投票所入場券は7月中旬に郵便によつてお届けする予定です。

選挙権があると思われるのに投票所入場券が届かないという人は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

※投票所入場券は紛失されても投票できます。

↓個人または政党に投票します。投票用紙には、候補者の氏名または政党の名称（略称可）を記入してください。
※投票用紙には選挙名が記載してありますので、確認してから投票してください。

期日前投票

▽期間 7月13日(金)～7月28日(土)

▽場所 和田山農業研修センター、生野支所、山東支所、朝来支所

午後8時 午前8時30分

期間の最後には混雑が予想されますので、早い時期にお越しください。

※印鑑は不要です。投票所入場券がなくても投票できます。

市外での不在者投票

遠方での仕事・学業などで投票日当日に市外に滞在する有権者は市選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。折り返し、投票用紙などを送付します。投票を行つてください。

